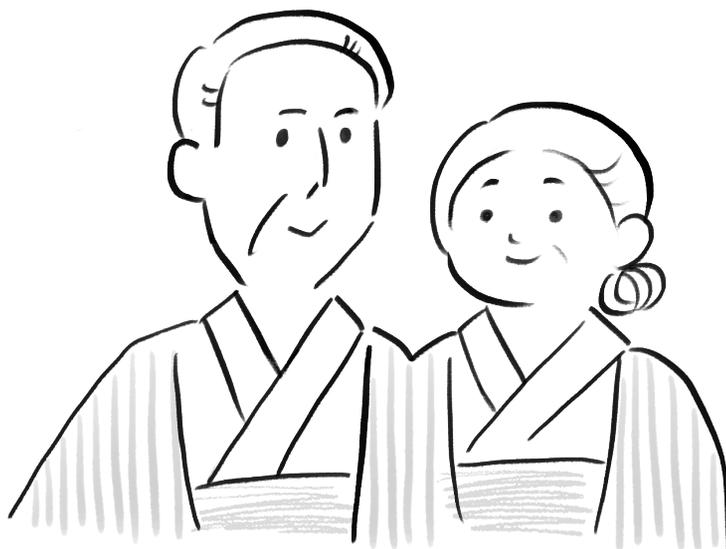


2021▶2024

8th term
8th term

SEKI みんなの支え合いで創る 安心と生きがいのある 健康長寿のまち

LONG-TERM CARE INSURANCE PLAN 21



暮らしやすいなあ、関

1 計画策定について

これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

関市では、平成30(2018)年3月に「第7期せき高齢者プラン21(介護保険事業計画・高齢者福祉計画)」を策定し、日常生活の場となる圏域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて総合的な施策を推進してきました。

今後も、こうした流れを継承しつつ、制度改正等に適切に対応しながら、自立支援・重度化防止の取組や、認知症施策、介護人材の確保等に関する取組を進めていく必要があります。

今回策定する「第8期せき高齢者プラン21」は、「第7期せき高齢者プラン21」で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、関市の特性等を踏まえて策定しています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えながら、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくりに向けた施策を展開します。

○計画の位置付けと期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えています。

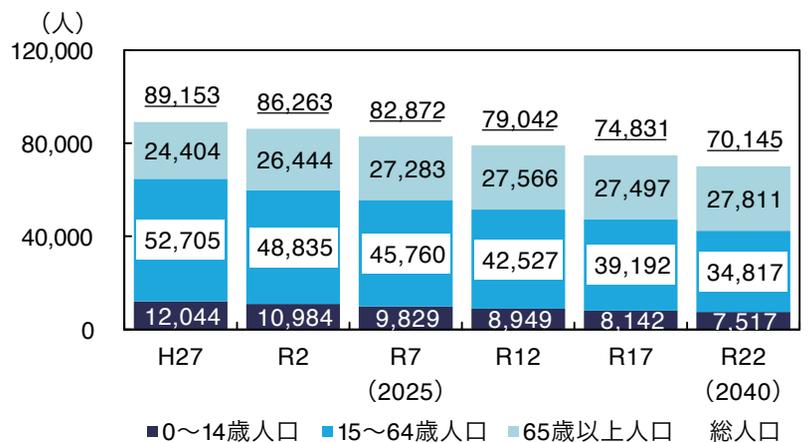
H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (2025)	R8
	第7期							
			第8期（本計画）					
						第9期		

○本市の人口推計

年齢別人口の推移・推計

関市の人口は、今後も減少していくことが見込まれています。65歳以上の高齢者人口は、令和7（2025）年以降は27,000人台で推移する見込みです。

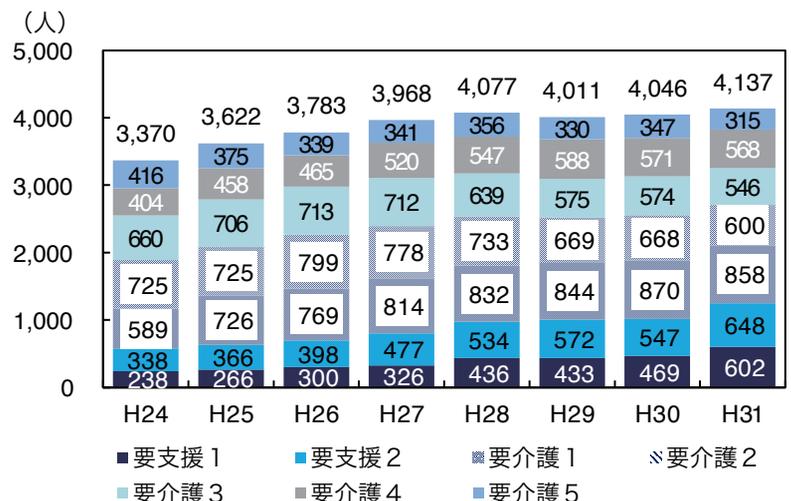
推計をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少しますが、65歳以上の高齢者人口は継続して増加し、令和22（2040）年には39.6%と、人口の約4割が高齢者になると見込まれています。



要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は、平成28（2016）年までは増加傾向にあったものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

要支援・要介護認定区分別割合をみると、特に要支援1、2と要介護1までの軽度者が増加しており、平成31（2019）年には、全体の51.0%と半数以上を占めています。



基本理念

みんなの支え合いで創る 安心と生きがいのある健康長寿のまち

関市は、これまで「高齢者が安心して暮らせるまち」「介護が必要になっても自宅で過ごせる」という多くの高齢者の思いを反映し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、居場所づくりといった視点から、地域で支え合う仕組みづくりを推進し、地域包括ケアシステムを構築してきました。このような取組みを継続する観点から、「第8期せき高齢者プラン」では「第7期せき高齢者プラン」の基本理念を継承します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進



基本目標2 認知症施策の推進 (高齢者施策推進計画)



基本目標8 介護サービスの充実



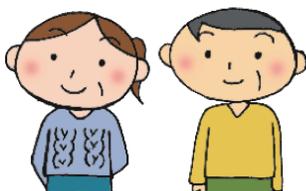
基本目標7 在宅医療と介護の連携推進



基本目標3 高齢者の社会参加の促進



基本目標6 安心して暮らせる環境の整備



基本目標5 高齢者の生活支援の充実



基本目標4 介護予防の推進



2 施策の推進



基本目標 1

地域包括ケアシステムの深化と推進

住まい・医療・介護・予防・生活支援の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、継続して各種施策を展開します。また、複合化・複雑化した地域の福祉的課題への対応に向けて実施する「関市包括的・重層的支援体制整備事業」として“断らない相談支援”を実現するため、組織体制の強化を図ります。

(1) 地域包括支援センター機能の強化

- 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 地域ケア会議の充実
- 地域包括支援センターの効果的な運営の継続
- 地域包括支援センターの組織体制の強化【充実】

基本目標 2

認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

後期高齢者の急増により、認知症高齢者の増加が予想されます。また、アンケート調査によれば、認知症に関する相談窓口の認知度、認知症サポーターの認知度はともに約3割にとどまっているため、より一層の周知を図ります。また、認知症高齢者やその家族を支援するため、関係機関との連携によって、「共生」と「予防」を両輪に、より一層の取組を充実させます。

(1) 認知症に関する理解の促進

- 高齢者等見守り活動に関する協定
- 認知症サポーターの養成
- 認知症に関する啓発活動
- 当事者の活動促進

(2) 認知症高齢者等に対する支援

- 認知症ケアパスの普及
- 認知症地域支援推進員設置・活動支援
- 認知症初期集中支援チーム
- 認知症の人とその家族への支援
- 安心して暮らせる環境整備の推進
- 認知症対応型サービスの推進
- 徘徊高齢者探索システム助成事業
- 認知症予防普及事業
- 高齢者の権利擁護

基本目標 3

高齢者の社会参加の促進

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けては、高齢者自身が積極的に社会参加していくことや地域の担い手として活躍できる環境を整備していくことが重要です。

(1) 就労・地域活動の促進

- シルバー人材センターとの連携
- 生涯現役促進【充実】
- 高齢者ボランティアの活性化

(2) 生きがいづくりの推進

- 老人クラブの活性化
- さわやか学級等の充実
- 軽スポーツの促進
- 福祉センター及び老人福祉センターの活用促進
- 敬老事業の実施【見直し】

基本目標 4

介護予防の推進

関市の今後の人口推計の見通しでは、高齢者人口そのものは中長期的に微増で推移しますが、令和2（2020）年から令和7（2025）年にかけて後期高齢者の急増が見込まれます。後期高齢者は要支援・要介護状態となる可能性が高いことから、これまで以上に、健康づくり・介護予防活動を促進し、高齢者の自立支援・重度化防止の強化を図ります。

(1)健康づくりの推進

- 生活習慣病予防対策
- 高齢者の主体的な健康づくりへの支援
- 保健事業と介護事業の一体的な展開

(2)介護予防の推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 既存のポイント事業を通じた活動の活性化【新規】

基本目標 5

高齢者の生活の支援の充実

現在、関市では年少人口、生産年齢人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。また、全国的にも福祉分野に従事する人の不足が課題となっており、介護人材の確保・育成は、介護サービス等を安定的に提供していくためにも取り組むべき課題となっています。そのため、介護人材の確保・育成に寄与する支援施策を展開します。

(1)在宅生活の支援

- 高齢者いきいき住宅改善助成事業
- 緊急通報システム事業
- 緊急時ショートステイ事業
- 家族介護者支援
- 配食サービス事業
- 高齢者紙おむつ購入券支給事業

(2)地域福祉の推進

- 社会福祉協議会との協働
- 生活支援サービスの体制強化
- 地域における生活支援サービスの充実
- 地域資源の把握と情報提供
- 民間事業所等多様な主体との連携【新規】
- 住民主体の通いの場の充実【新規】
- 大学との協働による福祉教育の充実

(3)高齢者福祉にかかわる人材の育成

- ボランティア活動の推進
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護・福祉の人材育成【充実】
- 介護現場における業務効率化の推進【新規】

(4)総合的な相談支援体制の整備

- 総合相談支援
- 権利擁護事業
- 市窓口の充実
- 民生委員・児童委員等への活動支援

基本目標 6

安心して暮らせる環境の整備

高齢者が安心して地域で暮らしていくために、公共交通や地域における移動手段の確保について継続して検討していきます。

また、近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、防災・災害時の対策の必要性が高まっています。特に関市では河川の氾濫等による道路の寸断や浸水被害などが増加しているため、高齢者やその家族、サービス事業者等が安心できる環境となるよう、総合的な防災対策を強化していく必要があります。

(1) 住まいや移動に関する支援の充実

- 高齢者に配慮した住宅に関する情報提供
- 市内巡回バスの充実
- 高齢者の移動を支援する取組の推進

(2) 防犯・防災対策の推進

- 要配慮者の支援体制の構築等
- 避難行動要支援者の避難所運営等
- 地域の防犯対策支援
- 防犯・防災知識の普及
- 高齢者の交通安全対策の推進

基本目標 7

在宅医療と介護の連携推進

今後、後期高齢者の増加や要支援・要介護認定者の増加等に伴って、在宅医療と介護連携の重要性はますます高まると考えられ、さらには認知症対応や看取り等を地域で行うことができるように検討していく必要があります。

今後は、連携体制の強化やツール等の有効活用をより一層進めるとともに、医療・介護関係者の相互理解を深めていきます。

- 在宅医療・介護連携推進のための協議
- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- 在宅医療・介護関係者の研修
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 地域住民への普及啓発
- 関係市町村の連携
- 看取り等の機能の強化【新規】

基本目標 8

介護サービスの充実

国の指針に基づき、個々の状況に応じて切れ目のないサービスが利用できるよう、地域の実情に応じたリハビリテーションサービスの提供体制を構築することが必要です。

また、第8期計画から、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために国から交付される調整交付金の算定にあたって、主要5事業の取組を実施していくことが重要です。

- 介護保険サービス基盤の整備
- サービスの質の向上
- 介護給付の適正化
- 情報提供・相談体制の充実
- 低所得者対策の推進
- 介護に取り組む家族等への支援
- 感染症に関する取組の推進【新規】
- 保険者機能強化推進交付金の活用【新規】

指標一覧

基本 目標	指標項目	現状値		目標値	
		R1	R3	R4	R5
1	介護支援専門員の資質向上勉強会開催回数（回）	5	5	5	5
	地域ケア会議の開催回数（回）	156	165	170	175
	地域ケア会議における個別課題の検討割合（％）	32.69	56.0	58.0	59.0
	介護支援専門員が抱える困難事例への対応回数（回）	1,264	1,200	1,350	1,500
2	高齢者等見守り活動に関する協定企業からの報告件数（件）	5	10	12	15
	認知症サポーター養成講座延べ参加者数（人）	1,484	1,600	1,700	1,800
	チームオレンジ登録者数（人）	5	20	30	40
	認知症に関する啓発回数（回）	5	5	6	7
	認知症初期集中支援チームの支援件数（件）	72	80	80	80
	見守りシール登録者数（人）	6	30	45	60
	認知症カフェの実施箇所数（か所）	9	12	14	16
3	シルバー人材センター登録者数（人）	844	900	900	900
	アクティブシニアの養成講座開催数（講座）	3	4	5	6
	「みんなサポ」での高齢者の相談件数（件）	16	20	22	24
	老人クラブ会員数（人）	4,160	4,200	4,200	4,200
	さわやか学級申込者数（人）	76	100	100	100
	老人福祉センター利用者数（延人数）	43,118	48,000	48,500	49,000
4	特定健診受診率（％）	37.0	50.0	55.0	60.0
	後期高齢者健診（ぎふ・すこやか健診）受診率（％）	26.5	28.0	29.0	30.0
	事業対象者数（人）	34	100	150	200
	地域リハビリテーション活動支援事業延べ利用人数（人）	836	1,000	1,200	1,400
5	新たな生活支援サービスの実施件数（件）	3	4	5	6
	配食サービス登録人数（人）	105	115	120	125
	通いの場の実数（か所）	45	48	51	54
	通いの場に参加する高齢者数（人）	993	960	1,020	1,080
	介護業務従事者就業補助事業利用件数（件）	0	35	35	35
	介護業務関連資格取得補助事業利用件数（件）	0	20	20	20
	地域包括支援センターにおける総合相談件数（件）	9,673	10,500	11,000	11,500
	権利擁護の相談件数（件）	407	460	490	520
6	市内有料老人ホーム入居率（％）	87.4	100.0	100.0	100.0
	サービス付き高齢者向け住宅入居率（％）	79.3	100.0	100.0	100.0
	軽費老人ホームへ入居率（％）	93.4	100.0	100.0	100.0
	地域内の移動支援の仕組みを構築できた事例件数（件）	3	4	5	6
	巡回バス利用者数（延べ人）	196,501	215,000	233,000	250,000
	避難行動要支援者名簿の登録件数（件）	1,914	1,914	1,914	2,000
	福祉避難所設置数（か所）	24	24	26	26
	消費生活相談件数（件）*高齢者分	72	74	76	78
7	在宅医療・介護連携推進のための協議会開催回数（回）	2	2	2	2
	在宅医療介護相談センターにおける相談件数（件）	27	35	40	45
	多職種による研修の実施回数（回）	7	8	8	8
	急発進抑制装置設置費補助件数（件）	23	50	50	—
8	在宅医療・介護連携推進のための協議会開催回数（回）	2	2	2	2
	在宅医療介護相談センターにおける相談件数（件）	27	35	40	45
	多職種による研修の実施回数（回）	7	8	8	8
8	訪問リハビリテーション利用率（％）	0.15	0.20	0.21	0.22
	通所リハビリテーション利用率（％）	3.73	4.0	4.5	5.0
	ケアプランの点検数（件）	79	80	80	80

所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。

被保険者の負担能力に応じた介護保険料賦課を図るといった観点から、9段階にわけて介護保険料を設定しています。低所得者については、公費を投入して介護保険料の軽減を行います。

所得段階	対象者	割合	保険料月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.30	1,710円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 	基準額 ×0.50	2,850円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 	基準額 ×0.70	3,990円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.90	5,130円
第5段階 (基準)	<ul style="list-style-type: none"> 前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方 	基準額 ×1.00	5,700円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.20	6,840円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	基準額 ×1.30	7,410円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	基準額 ×1.50	8,550円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が300万円以上の方 	基準額 ×1.70	9,690円

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料基準額を**5,700円**とします。

**第1号被保険者
保険料基準額** **月額 5,700円 (年間 68,400円)**

第8期せき高齢者プラン21(令和3年3月)



編集: 関市 健康福祉部高齢福祉課
〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
電話: 0575-23-7730 FAX: 0575-23-7748